

函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第8号

函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例

(函館市障害者福祉基金条例の一部改正)

第1条 函館市障害者福祉基金条例(平成16年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2億9,356万5,000円」を「2億9,218万5,000円」に改める。

(函館市青少年育成基金条例の一部改正)

第2条 函館市青少年育成基金条例(平成29年函館市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「6,695万円」を「5,745万円」に改める。

(函館市観光振興基金条例の一部改正)

第3条 函館市観光振興基金条例(平成24年函館市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4億6,404万7,000円」を「4億2,096万6,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。